

酒田市下水道事業建設工事元請下請関係適正化指導要領

(趣旨)

第1条 この要領は、酒田市建設部下水道課（以下「下水道課」という。）が発注する建設工事を施工するに当たって、元請と下請との関係の適正化を図ることを目的とし、下水道課が指導するための基準として、元請と下請が遵守すべき必要な事項を定める。

(酒田市建設工事元請下請関係適正化指導要領の準用)

第2条 下水道課が発注する建設工事を施工するに当たって、下水道課が指導するための基準として、元請と下請が遵守すべき必要な事項については、酒田市建設工事元請下請関係適正化指導要領を準用する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する